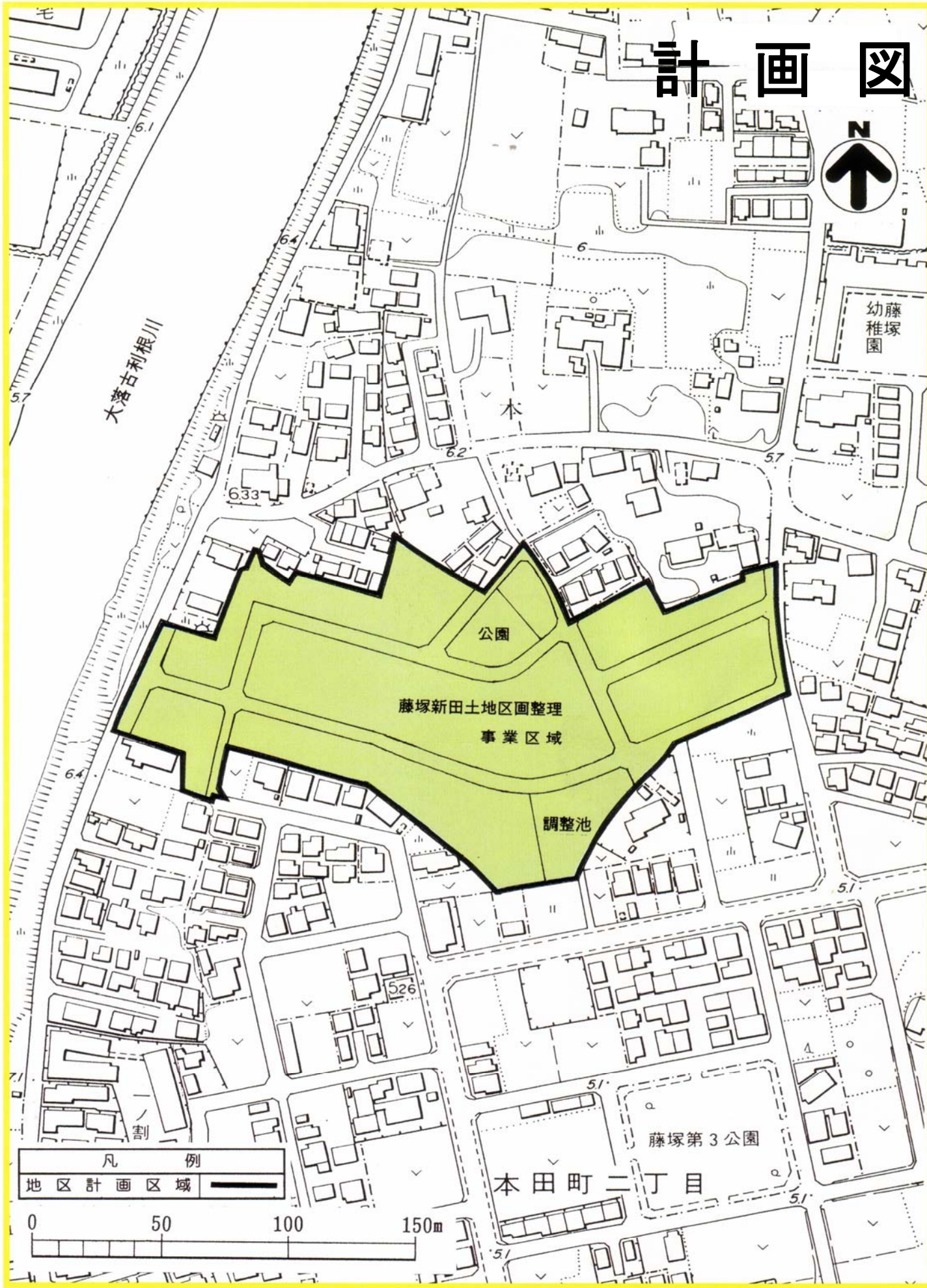


◎計 画 書

名 称		藤塚新田地区計画	
位 置		春日部市本田町二丁目の一部	
面 積		約 2.1 ha	
区保 域全 の 整 備 関 ・ す 開 る 発 及 び 針	地 区 計 画 の 目 標	本地区は、東武野田線藤の牛島駅から南へ約1kmの所に位置している。 組合施行の藤塚新田土地区画整理事業(面積2.1ha)地内で、事業による基盤整備を生かし良好な住宅地形成を誘導し、より良い住環境の保全を図ることを目標とする。	
	土 地 利 用 の 方 針	本地区は、低層住宅を主体として、敷地の細分化を防止するために敷地最低限度を設定して、良好な住宅街区としての土地利用を図る。	
	地 区 施 設 の 整 備 の 方 針	地区施設は、土地区画整理事業により整備し、区画道路は、地区計画の目標に照らして安全で快適な生活道路とする。	
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	良好な住宅街区とするため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度(容積率の最高限度)、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限を行う。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度(容積率の最高限度)	150パーセント
		建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル
		建築物の高さの最高限度	12メートル
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上でなければならない。
		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、生垣又はフェンスを原則とする。 ただし、高さ1.2メートル以下のブロック塀等にあつてはこの限りではない。
備 考			

計画図



大落古利根川

幼藤塚園

公園

藤塚新田土地区画整理
事業区域

調整池

藤塚第3公園

本田町二丁目

凡例
地区計画区域

0 50 100 150m